

尼崎市現業評議会との 交渉状況

平成 24 年度第 1 号
通 算 第 1 号
平成 24 年 10 月 1 日
尼崎市役所総務局
人事管理部給与課

苦情処理共同調整会議について

7 月 24 日午後 7 時から午後 7 時 25 分まで中央公民館 25 号室において、苦情処理共同調整会議について交渉を行った。

交渉に先立っての発言（人事管理部長）

これまで現業評議会に対しても、給与削減をはじめとする様々な課題等について協議を行っており、職員の皆さんも、定数削減や合理化のなか、必死に市政運営に奮闘しているものと認識している。

しかしながら、未曾有の被害をもたらした東北地方太平洋沖地震の被災地における復興の道はまだ長く、また、被災地のみならず国全体の先行きも不透明な状況のなか、国も平均約 7.8% の給与削減の実施に踏み切るとともに、様々な公務員制度改革も検討されている。また、隣の大阪市をはじめとして、我々公務員を取り巻く環境はまさに激変期に置かれている。

特に現業職員の皆さんは、最前線で本市の業務に携わっていることから、より一層そのことを感じているものと思う。

このような局面を打開していくため、我々職員の労使においても緊密に協議を行っていかねばならないものと考えている。昨年度から継続した課題もあるが、それについても、引き続き緊密な労使協議を通じてお互いの立場を尊重しながら着実に解決を図っていくべきものと認識している。

今回の交渉の主な目的

技能労務職員の労働条件に係る労働基本協約書第 12 条に定める苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理に関する事項について交渉を行った。

組合への提案

苦情処理共同調整会議について（メモ） [別紙 1](#)

具体的な交渉内容

1 苦情処理共同調整会議について

課題の要旨

地方公営企業等の労働関係に関する法律第 13 条、及び、技能労務職員の労働条件に係る労働基本協約書第 12 条の規定に基づき、苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理に関する事項について交渉を行った。

現業評議会（現評）の主張	当局の回答
これまで現業労使協議会で、苦情処理共同調整会議（以下「会議」という。）について議論を行ってきた内容と変わった点はあるのか。	大まかな内容は変わっていない。
会議の委員 2 名について、現評は未定であるが、当局は誰が委員になるのか決まっているのか。	基本的には、人事課長及び給与課長の 2 名が委員になると考えている。
教育委員会事務局の職員が苦情を申立てた場合についても、人事課長及び給与課長が委員として対応するのか。	基本的には人事課長及び給与課長を委員とし、必要がある場合は、参考人として他の課長等の説明を求めることになると思う。 ただし、申出内容に応じて委員が変わることもあり得る。
現評としても、申立人の所属等を考慮して委員を変更したほうがよいのではないかと考えている。現評側も、案件によって委員を変更しても問題ないのか。	問題はないと考えている。
苦情の申立ては、給与課に提出すると定められているが、申立人自身が給与課に提出しなければならないのか。代理での申請も認められるのか。	申立ての内容が個人的な事項を含む場合も多いので、申立人本人が給与課に提出することを原則としたい。ただし、案件によっては例外的に代理申請も認める予知はあると考えている。 なお、代理申請があった場合も、電話等で申立人に連絡をとる等の確認は行う。
委員及び書記については、秘密を洩らしてはならないと規定しているが、参考人等についてはどうか。	参考人については、会議に出席して意見や説明をしてもらっただけで、協議の中に入るわけではない。

<p>協議する中で、法令の解釈等でわからないことがあった場合に、法制課等の他の所属に相談することはあるのか。その場合、個人情報が含まれる場合もあると思うが、その際の秘密の保持は担保できるのか。</p>	<p>委員以外に相談する場合については、個人情報伏せて、一般論として相談するので、個人情報が漏れることはない。</p>
<p>会議に係る事項について、労使で合意した後に、現評の組合員が合意内容を確認する方法はあるのか。</p>	<p>合意書の写しを労使双方が持っているので、それをコピーして配布する等が考えられる。</p>
<p>会議の申立人となれるのは現評の組合員だけという解釈でよいか。</p>	<p>その様に考えている。</p>

課題解決への方向性

提案メモを持ち帰って検討のうえ、回答したいとの意向が現評から示された。

交渉終了後、メモの内容に修正が生じたことから、平成 24 年 8 月 13 日に窓口を通じて修正メモ（別紙 1）を提出。その内容で平成 24 年 8 月 24 日に合意に至った。

以 上
（給与課）

苦情処理共同調整会議について（メモ）

H24.8.13

「苦情処理共同調整会議について（メモ）」（平成 24 年 7 月 24 日付け提案）の内容の一部を次のとおり修正する。

- 1 修正後の合意書について
別紙のとおり

- 2 諾否期限
平成 24 年 8 月 24 日（金）

以 上
（ 給 与 課 ）

苦情処理共同調整会議に係る合意書

尼崎市（以下「甲」という。）と尼崎市現業評議会（以下「乙」という。）とは、苦情処理共同調整会議（以下「調整会議」という。）の組織その他苦情処理に関する事項について、次のとおり合意する。

1 調整会議に関する事項

調整会議の所掌事項

調整会議は、次に掲げる事項に関する苦情を処理する。

ア 勤務条件に関する労働協約、労使協定又は法令（尼崎市の条例及び規則を含む。）の適用又は解釈に関する事項その他の勤務条件に関する事項

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項の規定による降任、同法第29条第1項の規定による懲戒処分その他の身分又は服務上の処分で本人の意思に反する不利益なものに関する事項

組織に関する事項

ア 調整会議は、甲及び乙を代表する委員それぞれ2名ずつで組織する。

イ 調整会議に議長を置き、委員の互選により定める。

ウ 調整会議は、その事務を処理するため必要があるときは、書記2人を置くことができる。この書記は、甲及び乙が推薦する者それぞれ1名について、議長が委嘱する。

調整会議の運営に関する事項

ア 調整会議は、委員全員が出席しなければ、会議を開くことができない。

イ 調整会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を調整会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

ウ 会議は、調整会議が公開することを相当と認める場合を除き、公開しない。

エ 委員若しくは書記又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 苦情処理に関する事項

苦情申立ての方法

技能労務職員は、調整会議に苦情を申し立てようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、尼崎市総務局人事管理部給与課を経由して調整会議に提出しなければならない。

ア 氏名、所属部署、職務名（尼崎市職名規則（昭和48年尼崎市規則

第 8 号) 第 3 条の表の右欄に掲げる職務名をいう。) 及び役名(同規則第 4 条第 1 項各号に掲げる役名及び同条第 3 項の規定により用いられる役名をいう。)

イ 苦情の内容

ウ 苦情の解決に関する希望又は意見

苦情申立ての取下げ

苦情を申し立てた技能労務職員(以下「申立人」という。)は、調整会議がその申立てを却下し、又は当該苦情に対する回答を決定するまでの間、いつでもその申立ての一部又は全部を取り下げることができる。

苦情申立ての却下

調整会議は、申し立てられた苦情の内容が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、その申立てを却下するものとする。この場合において、調整会議は、申立人に対し、書面によりその申立てを却下する旨及びその理由を通知するものとする。

ア 団体交渉により解決すべき事項

イ 管理運営に関する事項

ウ その他調整会議が処理することが適当でないと認められる事項

苦情に対する回答の通知

調整会議は、申し立てられた苦情に対する回答を決定したときは、申立人に対し、書面により当該回答を通知するものとする。

3 その他

前 2 項に定めるもののほか、調整会議の組織その他苦情処理に関する事項は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

技能労務職員の労働条件に係る労働基本協約(平成 23 年 1 月 31 日締結)第 11 条の規定に基づき、この合意書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を所持する。

以 上

平成 24 年 月 日

甲：尼 崎 市
代表者 尼崎市長 稲村 和美

乙：尼崎市現業評議会
代表者 議 長 村上 誠